

令和元年第 10 回 安芸太田町教育委員会議録

招 集 年 月 日	令和元年 8 月 26 日 （ 月 ）		
招 集 場 所	川・森・文化・交流センター 3 階 大会議室		
開 閉 会 日 時	開 会	令和元年 8 月 26 日（ 月 ）午前 9 時 40 分	
	閉 会	令和元年 8 月 26 日（ 月 ）午前 11 時 00 分	
出席・欠席委員	出席委員	二見吉康・河野義文・池野博文・河本千絵	
	欠席委員		
職務により会議に出 席 し た 者	生涯学習課長 上田 隆 学校教育課長 児玉裕子 主幹 萩原英子 主幹 林 健太郎 課長補佐 浅田敬文		
会議に付した事件 及 び 採 決 結 果	議案第 24 号	安芸太田町立学校設置条例の一部改正等条例案を 定例議会へ上程することについて	原案可決
	議案第 25 号	著作教科書及び学校教育法附則第 9 条第 1 項の規 定による教科用図書の採択について	原案可決
報 告 協 議 事 項	1 令和元年安芸太田町議会第 6 回定例会に提案する議案に対する意見の 聴取について 2 服務規律の厳正確保について 3 第 7 回安芸太田町科学アカデミーについて 4 令和元年度本町の全国的な学力調査の結果について 5 その他		

【 議 事 録 】

日程第 1 開会

(午前 9 時 40 分開会)

日程第 2 教育長報告

教育長)

皆さん、おはようございます。ただいまから第 10 回教育委員会会議を開きます。今日は特段ありませんので、直近の状況について 1、2 件報告させていただきます。今日から 2 学期がスタートしております。先週 5 日間は中学 2 年生のキャリア・スタートウィークで、商工会に協力をいただいて事業所の紹介をしていただき、特段の事故もなく済んでおります。生徒からの感想なり出ましたら、またお知らせしたいと思います。私は先週の後半、町村教育長の中国五県の研修会に行っていました。(会場：鳥取県日吉津村)

今日の議題は、日程表のとおりでございます。議題のうち公開になじまないものがあれば、最後に審議したいと思いますがいかがいたしましょうか。

清胤委員)

議案第 25 号「著作教科書及び学校教育法附則第 9 条第 1 項の規定による教科用図書の採択について」ですが、教科書採択は採択権者が自らの権限と責任において適正かつ公正に行われる必要があり、開かれた採択が求められておりますが、円滑な採択を進めていくためには、静謐な採択環境が必要であると考えております。従って、審議は非公開が适当ではないかと思ひます。しかしながら、協議内容の会議録の公開については、文部科学省や県教育委員会の指導もござひますので、審議終了後速やかに行われるべきものと考えます。

教育長)

ほかにご意見ござひませんか。

河野委員)

報告 1 の令和元年安芸太田町議会第 6 回定例会に提案する議案に対する意見の聴取についてですが、成案となる前の内部検討について報告を受け協議するものでありますので、非公開が适当ではないかと思ひます。

教育長)

ほかにござひませんか。

(ありません)

それでは、ただいまの清胤委員の発議について、採決いたします。

議案第 25 号 教科用図書の採択については、公開をしないということで賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

全員賛成と認めます。本日の議題の議案第 25 号は公開しないで審議することにします。

なお、会議録の公開については、事務局で作成後は速やかに公開するようにお願いしたいと思います。

次に、河野委員の発議について、採決いたします。

報告１の９月定例議会に提案する議案に対する意見聴取について、公開をしないということで賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

全員賛成と認めます。従いまして、報告・協議１は公開しないで審議することとします。それではこの２件は最後に回すことにして、議事並びに報告協議に入りたいと思います。

日程第３ 議事

教育長）

議案第２４号 安芸太田町立学校設置条例の一部改正等条例案を定例議会へ上程することについて、事務局から説明をお願いします。

児玉課長）

（議案第２４号 安芸太田町立学校設置条例の一部改正等条例案を定例議会へ上程することについて読み上げ。）

この条例の内容につきましては、前回の教育委員会議において戸河内幼稚園の令和３年４月１日をもって廃園するというものと、募集停止の具体的な中身について協議、結論していただいたことについて、今回９月定例議会において、あらかじめ附則で令和３年４月１日で廃園とする内容で幼稚園の閉園について周知をするというものです。２ページの資料に学校設置条例の一部改正について、第１条に幼稚園の文言がありますので削除をする、それから第４条に幼稚園の記載がありますので削除、別表第３に幼稚園の設置場所等ありますので削除をするものです。続きまして、関連ではありませんがこの１０月１日から始まる幼児教育無償化に伴い幼稚園授業料が無償となりますので安芸太田町立幼稚園授業料徴収条例を廃止するものです。経過措置におきまして、廃止前の９月分までの授業料についてはこれまでどおりで１０月１日以降からこの条例を廃止するというものです。続きまして、安芸太田町立学校給食共同調理場設置条例の一部改正についてですが、学校適正配置基本方針による学校統合に合わせ加計学校給食共同調理場と筒賀学校給食共同調理場に機能を集約するという事で、戸河内小学校が建替えとなり、旧戸河内中学校施設の解体が決定しておりますので、将来的に使用する見込みがありませんので、設置条例から「戸河内学校給食共同調理場」を削るものです。

教育長）

説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。何かご質問等ございませんか。

河野委員）

学校給食共同調理場設置条例の一部改正でいろいろ確認したいのですが、寮やプールやグラウンドなど旧戸河内中学校の回りにはいろいろな施設があるんですが、今の段階での校舎解体以外の状況やグラウンドは総務課が管理していますが、広く住民に使用されたいと思うけれども、今は解体のこともあり使用が難しいと言われたと住民の方から聞いたので、わかる範囲で教えてください。

上田課長)

委員さんの言われますように、管理は総務課が行っております。今の段階で教育委員会の方で把握している内容は、解体後に計画をするという方向のようで、それ以上の情報はありません。グラウンドの使用は総務課で一括、地元優先をしながら貸し出しをしていると聞いております。それ以上のことはわかっていない状況です。

河野委員)

もう一つ関連して、町内の適正配置でなくなった学校の跡地利用は、地元との話しがあると思いますが、どうですか。

上田課長)

生涯学習課として条例で定められた広場については、使用申請の受付をして使用許可をしています。校舎の解体に関しては、はっきりしておりませんが、地元と総務課、地域づくり課、企画課が協議をしている状況と思います。

河野委員)

くどういようですが、修道や津浪など跡地利用の話は全くないものでしょうか。

児玉課長)

今、言われた修道、津浪の跡地利用について、総務課から具体的にこういった形になりますというのはありませんが、とりあえず学校備品の整理等ありましたので、この夏、学校へはいる備品があれば持って帰ってほしいとお願いをしたところです。その際に、修道についてはある程度地元との話し合いが進んでいることや、校舎の裏側に河川改修が入るということでした。詳しくはわかりませんが、施設的なこと含めて地元と計画の協議がされているようです。津浪の方も一企業が校舎を見学されたということを聞きましたので、今後、総務課から廃校舎の具体的な活用についての情報が入りましたら、お知らせしたいと思います。

教育長)

学校設置条例の一部改正等いろいろありますが、幼稚園、授業料徴条例、給食調理場と。質疑はよろしいでしょうか。

(ありません。)

教育長)

これで質疑を終わらせていただいております。

議案第 24 号 安芸太田町立学校設置条例の一部改正等条例案を定例議会へ上程することについて、原案のとおり賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

全員賛成ということで、これを議会に上程していくということで町長部局と連携してまいりたいと思います。ありがとうございました。

教育長)

2 服務規律の厳正確保について、事務局から説明をお願いします。

林主幹)

(服務規律の厳正確保について説明する。)

教育長)

ご質問やご意見、何かありますか。では、報告協議 3 第 7 回安芸太田町科学アカデミーについて、事務局から説明をお願いします。

林主幹)

(科学アカデミーのものづくりの様子やアンケートを報告する。)

教育長)

感想にありましたが「みんなで協力して作った」というのは、珍しい感想ですね。作品を作る際に、一人が持ってもう一人が接着剤をつけたという場面でのことだと思いますが。何かご質問等ございますか。

清胤委員)

こういった先端技術を学ぶことは、親がしようと思ってもできないことで教育委員会が主体で取り組んでいただくことに非常にありがたく感謝しています。ありがとうございました。

教育長)

それでは、報告協議 4 令和元年度本町の全国的な学力調査の結果について、事務局から説明をお願いします。

萩原主幹)

(令和元年度本町の全国的な学力調査の結果について説明する。)

教育長)

何かご質問等ございますか。

河本委員)

先ほど、30%未満の子どもたちがいるということについて、母体になる児童数が少ないので誰なのか特定されやすく、個々の対応を考えることができるということで聞かせてもらいましたが、30%未満の子はみんな無回答ですか。

萩原主幹)

無回答というのは全部「0」という意味ではなく、無回答率が低いというのは、ある一つの問題についての安芸太田町の無回答率、県の無回答率、全国の無回答率というときに、もちろん書けないというところもありますので、例えば県が 20%、国が 25%の無回答率であったときに、本町の子どもたちは 5%だったり 8%だったりということなので、書いてないことがないわけではなくて、先ほど申し上げた 30%未満の子どもたちは無回答の部分もちろんありますけれども、それでも書いているというのは感じられるので、その子なりに何とか紙面に向かっていこうと思ってくれているなということとはわかります。特に数学や算数

に多いですが、時間的なところで一番最後の方から無回答率が増えていくというのは当たり前のことですが、時間がなくてがんばたけどたどり着けなかったという子どももいます。そのあたりの分析を丁寧にすると、その子が見えてくると思いますので、学びたい、やってみよう、何とかがんばりたいという気持ちをこちらがどう汲むかだと思いますので、おっしゃっていただいたように教育委員会でも顔が浮かびます。そういう意味でありがたい環境ですので、プラスに変えていきたいと思います。

河野委員)

河本委員に関連して、対象人数が少ないということで単純に平均ポイントを比較することは疑問がありますが、理由がわかれば納得できるんですが、ただ、逆にそういうことを思うと内容を精査することはできるんじゃないかと思います。これが平均です何ポイント違うんですというより、人数が少ないためにこのポイントは素直にとれないところは、先ほど説明があったように、いろんな形で精査できるのではないかと思うんです。そういう意味では理解すればあまりポイントにこだわらなくてもいいのではと思います。少ないがゆえに個々の指導等もできるという環境ですので、今後ともよろしくお願いします。

池野委員)

昨日、地域の行事に参加しまして、中学生の親御さんと話をしたんですが、昨日だったか、孫が学校へ行って夜7時までマンツーマンでよく教えてもらったと。少ない子どもの人数だからできることかもしれない。働き方改革から言えばちょっと問題があるかもしれないと思いましたが、少人数なのでつまづきの部分がよくわかるかと思いますので、格段の取り組みをお願いしたいと思います。

清胤委員)

中学校の英語のすばらしさは、新聞にもありましたので、地域の方々から「よかったですね」と声をかけていただきました。お孫さんが町内にいらっしゃない方も喜んでらっしゃる姿を拝見しました。ALTの3人体制とか英検の補助が明るい方向へ出たんじゃないかと思っています。英語もそうですが、国語の書き方に問題があると先ほどおっしゃいましたが、英語も国語も言語なので、学問というのがどれだけたくさん使ったか頻度によると思うんです。文典などもそうですが、どれだけ経験を積んだか。頻度を増すことによって点数が上がってくるというふうに思います。国語の書き方の点数を上げたいとき、授業中では時間内の問題がありますので、「書く」ということに重点を置いて宿題を出すとか、毎日書かせるとか。昔絵日記がありました、訓練になると思うんです。頻度を上げていただければ、解消できるんじゃないかと思います。

萩原主幹)

ありがとうございます。いただいたご意見を学校へも返していきたいと思います。英語科については、先ほど言われたように、先日英語科の担当と話した時に、英検の全員受検が意欲づけになり学校でも指導がしやすくなり、生徒も目標をもって取り組めるようになっていることをとても実感しているということでした。ありがたいなと思っています。それから、町としての平均をお伝えしたのですが、どう取り組むとか、どんな課題が大事なのかということは学校によって違います。現場の先生方が子どもたちを見てあの子にはどういう指導がいるとか、このクラスはこういう指導がいるとかいうことを考えることが一番大事で、町として一斉にやりましょうというだけでは上手いかなと思っています。そういう意味では、どの学校も熱心に取り組む姿勢は感じておりますので、これからに期待していきたいと思っております。ありがとうございました。

教育長)

無回答率というのが低いというのは、いわゆる空欄が少ないということです。その答えがあるかどうかは別にしても、他に比べて頑張っただけという意欲が見えるということです。それから学校教育だけでなく、親が教えるというのではなく家庭学習をしやすい環境、あるいは励ましというようなことも一緒に考えてはどうかとも思いました。

それではこの件はよろしいでしょうか。

では、その他何かありますか。

浅田課長補佐)

(教育委員の研修会等参加について連絡)

教育長)

それでは、予定しておりました公開する議案等の審議はこれで終わります。

続きまして、公開しないと決定しました議案について審議を行いますので、傍聴の方はご退席をお願いしたいと思います。

(傍聴者退席)

それでは、再開いたします。

議案第 25 号 著作教科書及び学校教育法附則第 9 条第 1 項の規定による教科用図書の採択についてを議題といたします。事務局からの説明をお願いします。

浅田課長補佐)

(議案第 25 号 著作教科書及び学校教育法附則第 9 条第 1 項の規定による教科用図書の採択についてを説明する。)

教育長)

著作教科書については文部科学省が作っていますが、いわゆる一般図書を教科書として採用するものですが、何かご質問等ございますか。

この中で中学校で使うものはどれですか。

浅田課長補佐)

6 ページの下から「暮らしに役立つ国語、東洋館」以下が中学校で使用するものです。

河野委員)

これは各学校がそれとも一緒になって選定されたものですか。

浅田課長補佐)

各学校で選定委員会を開催して選定されたものです。

教育長)

2 つの中学校のものと小学校のが掲載されているというものです。

浅田課長補佐)

はい、そうです。

河野委員)

たくさんの児童生徒数ではないので、統一してするというのは意味ないですかね。

萩原主幹)

特別支援学級の教育課程は、その子に応じたスペシャルなものですので、同じ学年であっても使用する教科書は別になります。この中にあるのは一般図書のみで、例えば小学校6年生だけでも下学年の小学校3年生の教科書を使ったり、音楽とか保健体育とか一緒に通常学級の子どもたちと学ぶチャンスがあるものについては、同学年の教科書を使用したりということもあります。ここにあるのは一般図書のみですが、教科的には全部指導するという事になっております。

河本委員)

この一覧にある数字は学年を示しているものですか。

萩原主幹)

例えば「ゆっくり学ぶ子のためのこくご 4」というのは、4年生向けという意味ではなくて、段階ということになると思います。目の前にある星本も数がありますが、何年生というのではなく、段階に応じた使用を示すものになっています。中学校あたりが星4というのが位置づけとしてはあります。中学生でもその子に応じて星3ということもあります。

教育長)

それでは質疑を終わらせていただいております。

議案第25号 著作教科書及び学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書の採択について、原案のとおり賛成の方は挙手をお願いします。

(全員賛成)

全員賛成です。よって議案第25号は可決いたしました。

続きまして、報告・協議1 令和元年度安芸太田町議会第6回定例会に提案する議案に対する意見の聴取についてを議題といたします。

報告・協議1

(非公開で説明、審議を行う。)

教育長)

以上で第10回教育委員会議事を終わります。ありがとうございました。

(午前11時00分 閉会)